外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金交付要綱

(趣旨)

- 第1条 この要綱は、外国人介護職員が長く働ける、魅力ある埼玉介護の促進補助金(以下「本事業」という。)に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本事業は、埼玉県内の介護事業所を運営する受入事業者(以下「受入事業者」という。) に対し、対象となる経費を助成することにより、留学生、技能実習生及び特定技能外国 人(以下「留学生等」という。)が介護福祉士資格を取得し、日本で長期に活躍できる環 境を整えることを目的とする。
- 3 知事は、予算の範囲内において、補助金等の交付手続等に関する規則(昭和40年埼 玉県規則第15号。以下「規則」という。)及びこの要綱に定めるところにより補助金を 交付する。

(用語の定義)

- 第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号の定める ところによる。
 - (1) 留学生

次の全てを満たす者をいう。

- ア 出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)(以下「入管法」という。」) 別表第一の四の表の上欄に掲げる留学の在留資格をもって在留する者
- イ 介護事業所において介護従事者となることを目的とする者
- ウ 日本語学校に在籍する者
- エ 受入事業者によって雇用されている者
- オ 介護福祉士の資格取得を目指している者
- (2)技能実習生

次の全てを満たす者をいう。

- ア 入管法別表第一の二の表に掲げる技能実習(介護)の在留資格をもって在留する者
- イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成28年法 律第89号)に基づき、受入事業者によって雇用されている者
- ウ 介護福祉士の資格取得を目指している者
- (3)特定技能外国人

次の全てを満たす者をいう。

- ア 入管法別表第一の二の表の上欄に掲げる特定技能の在留資格をもって在留する者
- イ 受入事業者によって介護従事者として雇用されている者
- ウ 介護福祉士の資格取得を目指している者
- (4)介護事業所

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の32に定める介護サービス事業者が運営する別表1に掲げる介護サービス事業を実施する県内の事業所をいう。

(5)介護従事者

介護事業所において介護サービス事業に従事し、要援護者に対する介護を行う者を

いう。

(6)受入事業者

留学生等を介護従事者として適正に雇用している法人をいう。

(7)日本語学校

出入国管理及び難民認定法第7条第1項第2号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件(平成2年法務省告示第145号)別表第1の1の表に掲げられた日本語教育機関をいう。

(8)介護福祉士養成施設

社会福祉士及び介護福祉士法(昭和62年法律第30号)第40条第2項第1号に 規定される学校又は養成施設であって、県内に所在するものをいう。

(対象経費等)

- 第3条 この補助金の対象経費は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 留学生等が介護福祉士の資格を取得するために必要な経費として、受入事業者が負担した経費
 - (2) 留学生等とのコミュニケーションを促進する取組にかかる経費として、受入事業者 が負担した経費
 - (3) 留学生が在籍する日本語学校の学費として、受入事業者が負担し、又は返還免除条件付きで留学生に貸与した経費
 - (4)技能実習生及び特定技能外国人の地域生活費として、受入事業者が負担した経費
- 2 前項の規定にかかわらず、補助を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する 者であるときは、補助の対象とならない。
- (1)法人等(個人、法人又は団体をいう。)が、暴力団(埼玉県暴力団排除条例(平成 23年埼玉県条例第39号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)であるとき又は法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2)役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的を持って、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3)役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4)役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難される べき関係を有しているとき。
- (5)補助事業を実施するに当たり、法人等が、第三者と委託契約その他の契約(以下「委 託契約等」という。)を締結する場合に、その相手方が(1)から(4)までのいずれ かに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (6)補助事業を実施するに当たり、法人等が、(1)から(4)までのいずれかに該当する第三者と委託契約等を締結する場合((5)に該当する場合を除く。)に、埼玉県が法人等に対して当該委託契約等の解除を求め、法人等がこれに従わなかったと認めら

れるとき。

(補助金の算定方法)

第4条 この補助金の交付額は、対象経費の実支出額及び別表2に定める基準額を比較して最も少ない額に補助率を乗じて得た額とする。

ただし、算定された額に1, 000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条の規定により補助金の交付を申請しようとする者は、様式第1号による申請書に関係書類を添えて、知事が別に定める日までに提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(交付の条件)

- 第7条 規則第6条の規定により附する条件は、次の各号のとおりとする。
- (1) 交付の対象となる事業の実施期間は、補助金の交付決定の時期にかかわらず、交付 決定のあった日の属する年度の4月1日から3月31日までとする。
- (2) 第3条第1項第3号に掲げる経費にあっては、留学生が翌年度4月から介護福祉士養成施設に進学すること。
- (3) 留学生等又は受入事業者が、日本国、母国又は民間団体等他の団体から同様の経費 について奨学金、補助金等の交付を受けている又は受けることを予定している場合は、 本事業の対象としない。

(実績報告)

第8条 規則第13条の規定による実績報告は、様式第3号により補助金の交付を受けようとする日の属する年度の末日(当該期日が土曜日又は日曜日の場合は、その直前の日) までに知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

- 第9条 知事は、前条の実績報告を受けたときは、補助金の交付決定の内容及びこれに附 した条件に適合すると認められた場合は、規則第14条の規定により交付すべき額を確 定し、交付額確定により様式第3号の内容のとおり請求があったものとみなす。
- 2 前項の交付確定通知書の様式は、様式第4号のとおりとする。

(交付の方法)

第10条 知事は、交付額の確定後に精算払により補助金を交付する。

(補助金の返還)

- 第11条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消し に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ず るものとする。
- 2 知事は、補助対象者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を 超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う報告)

第12条 補助金の交付を受けた者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第5号により速やかに知事に報告しなければならない。

また、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、 当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(学費の返還)

第13条 第3条第1項第3号の申請にあっては、事業者が留学生の学費を負担し、又は 返還免除条件付きで留学生に貸与したものの、留学生に学費の返済を求める場合にあっ ては、交付された補助金の額を除いて返済させるものとし、事業者から県への補助金返 還は生じない。

なお、補助金の交付を受けた後において、事業者が負担し、又は返還免除条件付きで 留学生に貸与した額の全額が返還された場合にあっては、交付された補助金の全額を県 に返還しなければならない。

(書類の整備等)

- 第14条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出等についての証拠書類を整備保管しておかなければならない。
- 2 前項に定める帳簿及び証拠書類は、補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年 度から5年間保管しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

- この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
 - 附則
- この要綱は、令和5年9月25日から施行し、令和5年4月1日から適用する。 附則
- この要綱は、令和6年9月11日から施行し、令和6年4月1日から適用する。 附則
- この要綱は、令和7年10月2日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別表1 (第2条の4関係)

別衣 1	表 1 (第 2 条 の 4 関 係)			
	サービスの種別	介護事業所の種別		
1	介護保険施設	介護老人福祉施設		
		介護老人保健施設		
		介護医療院		
2	指定居宅サービス	訪問介護		
		訪問入浴介護		
		訪問看護		
		訪問リハビリテーション		
		通所介護		
		通所リハビリテーション		
		短期入所生活介護		
		短期入所療養介護		
		特定施設入居者生活介護		
3	指定介護予防サービス	介護予防訪問入浴介護		
		介護予防訪問看護		
		介護予防訪問リハビリテーション		
		介護予防通所リハビリテーション		
		介護予防短期入所生活介護		
		介護予防短期入所療養介護		
		介護予防特定施設入居者生活介護		
4	地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		
		夜間対応型訪問介護		
		地域密着型通所介護		
		認知症対応型通所介護		
		小規模多機能型居宅介護		
		認知症対応型共同生活介護		
		地域密着型特定施設入居者生活介護		
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		
		看護小規模多機能型居宅介護		
5	地域密着型介護予防サービス	介護予防認知症対応型通所介護		
		介護予防小規模多機能型居宅介護		
		 介護予防認知症対応型共同生活介護		
<u></u>				

別表2 (第4条関係)

対象事業	対象経費	基準額	補助率
第 3 年 及 第 2 号	報償費(講師への報酬等) 旅費(本部研修、施設研修への交通費等) 需用費(多言語翻訳機、消耗品費、印刷 製本費、教材費等)※ 役務費(通信運搬費、手数料等) 使用料及び賃借料(多言語翻訳機、会場 使用料等) 委託料 負担金(研修受講料等) その他知事が必要と認めた経費	年額 (1介護事業所当たり) 30万円 ただし、1法人あたり60万円を上限とする。	2/3
第3条第1項第3号	授業料、入学金その他知事が必要と認めた経費	年額 (1人当たり) 60万円	1/3
第3条第1項第4号	賃借料(共益費含む) その他知事が必要と認めた経費 ただし、入居者から居住費等を徴収する	月額 (1人当たり) 3万円	1/3
	場合は、当該金額を差し引く。	なお、一室につき複数人居住 する場合は、1人につき月額 3万円を基準額とする。	

[※] 税込単価10万円未満のものに限る。